

報告第19号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

西脇市専決第9号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年10月3日

西脇市長 片山 象三

記

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事故発生日時 | 平成30年9月5日 午前8時30分頃                                                               |
| 事故発生場所 | 西脇市郷瀬町 605番地（第二庁舎駐車場）                                                            |
| 相手方    | 市外法人                                                                             |
| 原因・状況等 | 出張のため、公用車を第二庁舎駐車場に停車しようとしたところ、先に駐車してあった相手方車両の右後方部に接触し損傷を与えた。<br>過失割合 相手方0%、市100% |
| 損害賠償の額 | 相手方車両修理費<br>246,668円×100%＝246,668円を賠償する。<br>その余の請求権の放棄                           |